

さんこうしりょう  
**参考資料**

ちゅうおうくちいきぶかい へいせい ねんどじつせきいちらん  
中央区地域部会 平成28年度実績一覧

開催日時	参加者数	プログラム	概要
だい かい 第55回 H28.4.20 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 50名	わたし いちにち <b>私の、とある一日</b> おべんとかー でん せいかつしえんいん はたら たけやねともあきし 「OVENT GARDENでの生活支援員の働き」竹山友了氏 いっばんざいだんほうじんほつかいどうなんびんがうれんそだんしつすずきひろし 「一般財団法人北海道難病連相談室」鈴木洋史氏 ちゅうおうくちいきぶかいふくしか ふくししえんかかりかどますりようし 「中央区保健福祉課福祉支援係」門樹涼氏	さまざま じぎょうしよ 様々な事業所での様々な職員 <small>（しよくいん）</small> の具体的業務 <small>（きぎょう）</small> な内容 <small>（ないよう）</small> を発表。
だい かい 第56回 H28.5.18 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 60名	でまえこうざ かん じょうほつしきよう さつぼろししやかいふくしきやうがいかいとうのぞみ <b>出前講座に関する情報提供</b> 札幌市社会福祉協議会伊藤望美 し しやうがししやべつつかいしよほう <b>「障害者差別解消法」</b> さつぼろししやう ふくしかじぎょうけいかんとうかかりちやう ひくちようすけし 札幌市障がい福祉課事業計画担当係長 樋口洋介氏 へいせい ねんどちゅうおうくちいきぶかいかつどうほしん ちゅうおうくちいきぶかい 平成28年度中央区地域部会活動方針 中央区地域部会	しやうがししやべつつかいしよほう がいようとう かん でまえこうざ 障害者差別解消法の概要等に関する出前講座。
だい かい 第57回 H28.6.15 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 48名	にちじふたひつじりつしえんじぎょう かん じょうほつしきよう ちゅうおうくちいきやう <b>日常生活自立支援事業に関する情報提供</b> 中央区社協 しやうがししやべつつかいしよほう <b>「障害者虐待防止法」</b> さつぼろししやかいふくしちいきふくしぶ じりつしえんかちやう きとうともひろし 札幌市社会福祉地域福祉部 自立支援課長 佐藤朋紘氏	しやうがししやべつつかいしよほう がいようとう かん でまえこうざ 障害者虐待防止法の概要等に関する出前講座。
だい かい 第58回 H28.7.20 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 71名	のなかほうしきじれいけんとう <b>野中方式事例検討</b> じれいけんとう いん <b>「事例検討サロンinちゅうおう～みんなでワイワイ学び合おう！」</b> おおくほし はやし わくじし ワンオール大久保氏・林氏、こまち和久井氏	たかくてき してん じれい りかい あか じつせんぎ まな 多角的な視点から事例の理解を深め実践的に学 ぶ。対人援助の共通性の理解を深め、技術向上 を旨 <small>（めざ）</small> す。
だい かい 第59回 H28.9.21 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 58名	こうつうひじよせい あいーか かん じょうほつしきよう さつぼろししやう ふくしか <b>交通費助成のIC化に関する情報提供</b> 札幌市障がい福祉課 ほごかんさつしよ やくぶつじはんしや たいおう けい いちぶしつこうゆう <b>「保護観察所における薬物事犯者への対応～刑の一部執行猶 予制度の施行を受けて」</b> さつぼろ ほごかんさつしよしよくふもん ほごかんさつかん たかはともやし 札幌保護観察所処遇部門 保護観察官 高橋智也氏	ちゅうおうくちいきせいしんほけんふくしれんらくかい きやうさい 中央区地域精神保健福祉連絡会との共催。
だい か 第60回 H28.10.19 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 37名	なかの ほうしきじれいけんとう <b>中野方式事例検討</b> じれいけんとう いん <b>「事例検討サロンinちゅうおう～みんなでワイワイ学び合おう！ PART2」</b> さつぼろしじりつしえんきやうぎかちゅうおうくちいきぶかい がいよう 札幌市自立支援協議会中央区地域部会の概要について ちゅうおうくちいきぶかいかちやう つまぐら 中央区地域部会長 妻倉ゆかり	だい かいでいれいかいどうよう じれい つう たかくてき してん 第58回定期例会同様、事例について多角的な視点 から検討を行うことで実践的な学習を行った。
だい かい 第61回 H28.11.18 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 32名	せい <b>「性にまつわるトラブルをどうとらえるか」</b> こうぼう MIW工房 コミュニケーションナビゲーター あわなみ おこし 姉帯美和子氏	こうぎ つう ひごら 講義やグループワークを通じて、日頃タブー視さ れがちな性にまつわる事柄についてざっくばらん に情報の交換を行った。
だい かい 第62回 H29.1.18 ちゅうおうほけん 中央保健センター	めい 35名	しやう しゃ ひとりく りゆういてんとう <b>「障がい者が一人暮らしをするための留意点等について」</b> こうえきやだんほうじんほつかいどうたくちたものとりひききぎやうかい かわむけんし 公益社団法人北海道宅建物取引業協会 川村健氏 ちゅうおうくちいきぶかいかちいきぶかい ほうく 中央区地域部会事務局からの報告 す 住まいに かん くだい かん しんちよくほうこく ・住まいに関する課題プロジェクトに関する進捗報告 ひとりく ・はじめての一人暮らしガイドブックについて	ふどうさん か がわ してん こうえんおよ ちゅうおうく 不動産を貸す側の視点からの講演及び、中央区 ちいきぶかい とく 地域部会が取り組んできた住まいに関するプロジェ クトの進捗等の報告を行った。
だい かい 第63回 H29.1.30/2.20 ちゅうおうほけん 中央保健センター	の 延べ 36名	けんしゆうかい <b>「ほっとけない・ゲートキーパー研修会」</b> ほつかいどう でんわじむきよく 北海道いのちの電話事務局 さつぼろい か たいがしんけいせいしんい がくこうざ きやうじゆ かわにしちあきし 札幌医科大学神経精神医学講座 教授 河西千秋氏	ちゅうおうくちいきせいしんほけんふくしれんらくかい きやうさい 中央区地域精神保健福祉連絡会との共催。2日 間に渡って研修。自殺の基礎知識、自殺に傾く人 の心理についての講義、傾聴の重要性、ゲート キーパーとしての対応についてのロールプレイ。
けんこうフェスタ 2016 inちゅうおう H28.10.8 ちゅうおうくちいき 中央区民センター	めい 410名	いちにちげんき まつさち うおーかー <b>一日元氣カフェ「喫茶ちゅうwalker」</b> の きやうりよく まつささくら 飲み物のサービス協力～喫茶sakura、こころまーるくまある あくひん せいひん てんじ ちゅうおうくち じぎょうしよ きやうりよく 作品、製品の展示～中央区にある事業所が協力 しやうらびけん <b>就労体験コーナー</b> ラインストーンでマグネットデコレーション製作協力～えぞネット	ふくししせつ かつどう りかい 福祉施設の活動を理解していただくための企画 ①コーヒー・レモネード等の飲み物提供。 がんく ②フェルト玩具、フェルトストラップ、デーコパー ジュ、石けん、ポストカード等の作品展示。 さくひんせいさく たいけん ちゅうおうくちいき じぎょうしよ きやうりよく ③作品制作の体験 中央区内の事業所が協力。

# 障がい者支援員養成研修

－ 障がいのある方の支援の基礎を学ぶ レベル1 －

札幌市自立支援協議会が平成 18 年に始まり早 10 年経過しました。これまで自立支援協議会では地域部会やそれぞれの専門部会で、その時々必要であろう研修を基礎的なものから専門的なものまで行ってまいりましたが、それぞれの部会で行っているものの自立支援協議会全体の研修として体系づけられたものにはなっておりませんでした。

そこで、今年度札幌市自立支援協議会で新たに研修チームを設立し、協議会全体としての体系だった研修企画をいたしました。第 1 回目は「障がい者支援員養成研修 - 障がいのある方の支援の基礎を学ぶ レベル1-」と題しまして、それぞれの障がい理解や障害福祉サービス等について札幌市内の事業所の方や関係機関の方々に講師になっていただき、障がいのある方の支援に関する基礎知識を学ぶ機会となっております。

是非、多くの皆様のご参加をお待ちしております。

**開催日** 平成 29 年 2 月 16 日（木）～2 月 17 日（金）  
**会場** 札幌市教育文化会館 研修室 301（中央区北 1 条西 13 丁目）

**対象** 札幌市内の障がい者（児）支援事業所の支援者の方（概ね 5 年未満）  
**定員** 120 名（事業種別ごとの数により参加者層を按分し、上限を設けています）  
**受講料** 1,000 円（1 日目に受付にて徴収します）  
**申込み** 下記の必要項目をメールに記載し、平成 29 年 1 月 10 日（火曜）までに、送信先アドレスまでメールにてお申込ください。  
**送信先** [syurou-soudan@city.sapporo.jp](mailto:syurou-soudan@city.sapporo.jp)  
**締切** 平成 29 年 1 月 10 日（火曜）（締切り後の受付は行いません）  
**受講可否** 事業種別ごとで定員に達し、受講できない場合のみ、平成 29 年 1 月 23 日（月）までにメールにてお知らせいたします。

## ※申込必要項目

①所属事業所名、②受講者氏名、③障がい福祉経験年数（平成 28 年 12 月時点）、  
④連絡先電話番号、⑤事業種別（下記 A～E より一つお選びください）

- A. 日中（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、地域活動支援センター、地域共同作業所）
- B. 居住（共同生活援助、短期入所、施設入所支援、療養介護）
- C. 訪問（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度包括支援、移動支援）
- D. 児童（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問、障害児入所施設）
- E. その他（指定特定[一般、障害児]相談支援事業、企業、札幌圏域事業所等）

主催：札幌市自立支援協議会

# プログラム

## ○ 1 日目 (2 月 16 日) 受付 9:10 開始

時間帯	講義名
9:30-11:00	障がいのある方について (自立支援協議会 永井順子会長)
11:10-12:10	高次脳機能障がいについて (北海道大学病院リハビリテーション部 MSW 玉川侑那氏)
12:10-13:10	昼休み
13:10-14:40	障がいのある子どもとその親について (自立支援協議会子ども部会 北川聡子部会長)
14:50-15:40	知的障がいについて (知的障害者更生相談所 井川たまみ氏)
15:40-16:40	発達障がいについて (札幌市自閉症・発達障がい支援センターおがる)
16:50-17:50	障害者虐待防止法と権利擁護について (自立支援協議会委員/札幌市社会福祉協議会自立支援課 佐藤朋紘課長)
17:50-18:00	連絡事項

## ○ 2 日目 (2 月 17 日)

時間帯	講義名
9:15-10:45	精神障がいについて (精神保健福祉センター 鎌田隼輔所長)
10:55-12:25	身体障がいについて (札幌聴覚障害者協会/視聴覚障がい者情報センター他、調整中)
12:25-13:25	昼休み
13:25-14:15	難病について (北海道難病連 相談室長 鈴木洋史氏)
14:25-15:25	障がい福祉とその現状について (障がい福祉課)
15:40-17:40	シンポジウム (障がい福祉サービスの現状と課題) 就労支援推進部会、相談支援部会、子ども部会、ヘルパープロジェクト
17:40-18:00	Q&A まとめ

\* 申し込みは1事業所1名様とさせていただきます。先着順になっておりますので、お早目のお申し込みをお願いします。

\* 万が一、キャンセルされる場合は、早急に申込み送信先アドレスまでメールにてご連絡ください。

\* レベル2研修 (平成29年度開催予定) に参加される方は、本研修 (レベル1) への参加が必要です (就労支援推進部会開催の障がい者就労支援員養成研修レベル1を受講された方は同等の扱いになります)。

\* 本研修は指定研修ではありませんので、資格等が付与されることはありません。

\* 受講料は1日目受付にてお支払いいただきます。お釣りの無いようにご協力下さい。

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行条例（平成24年条例第43号・抄）

第8章の2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第417条の2 法第89条の3第1項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会  
（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等のうちから市長が委  
嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委  
員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、第  
2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、  
市長が定める。

札幌市自立支援協議会規則（平成26年規則第71号）

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2第8項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（臨時委員）

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難しい場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる

(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

## 札幌市自立支援協議会設置要綱

〈平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁〉

〈最近改正 平成 25 年 3 月 28 日〉

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

### (組織)

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員(以下、委員という)は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者(委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者)
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第 6 号) 第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難しい場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部部长により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。

(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができる。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

札幌市自立支援協議会委員名簿

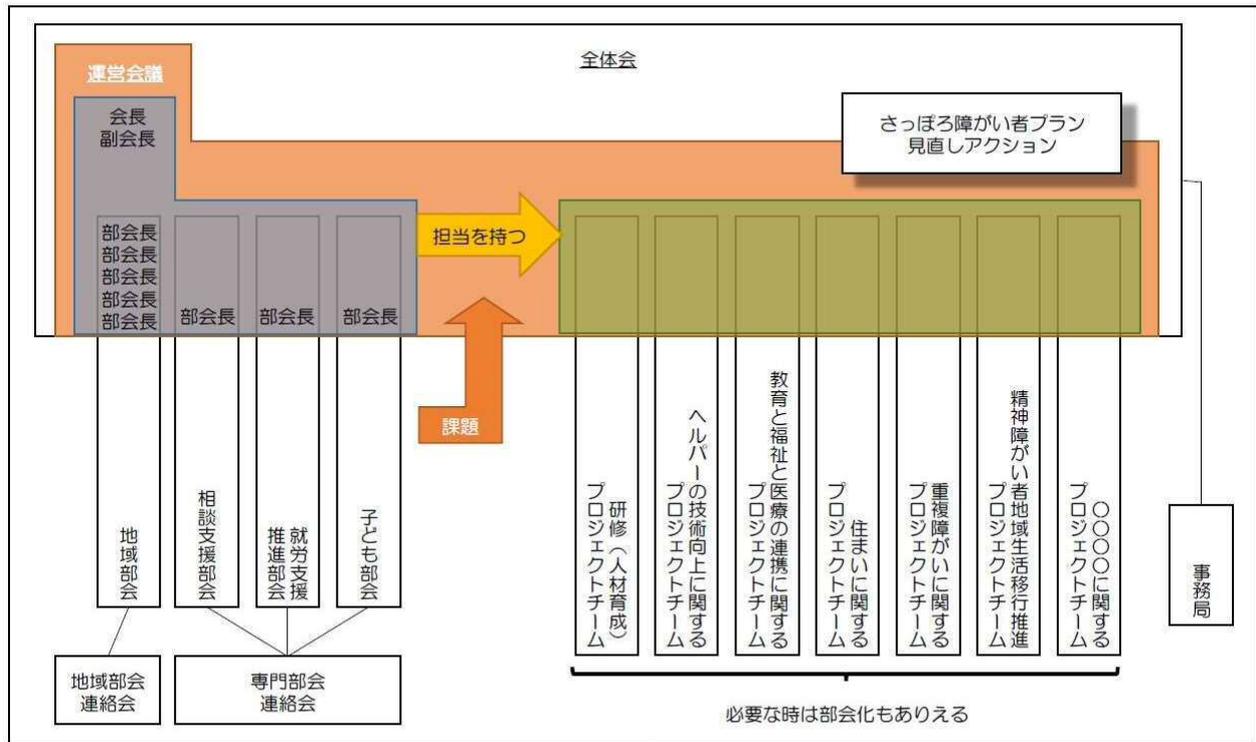
平成28年10月17日現在 18名 (敬称略・五十音順)

氏名	職業(役職)	部会
東谷 洋平	旭山病院 医療相談室 課長	
加藤 法子	(社福) 榎の会 総合施設長	厚別区地域部会
北川 聡子	(社福) 麦の子会 総合施設長	子ども部会
栗虫 宏明	(有) 拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
黒田 澄雄	(特非) ゆいまーる 理事長	西区地域部会
小谷 晴子	(特非) 札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
佐藤 朋紘	(社福) 札幌市社会福祉協議会 地域支援部 自立支援課長	
重泉 敏聖	(特非) きはなれ 就業・生活応援プラザとねっと センター長	就労支援推進部会
杉田 誠	(社福) 溪仁会 相談室こころ ていね 管理者	相談支援部会
妻倉 ゆかり	(特非) 障がい者就労支援の会 あかり家 管理者	中央区地域部会
中村 直人	(社福) 札幌あさひ会 障害者支援施設第2よろこびの家 管理者	豊平区地域部会
永井 順子	北星学園大学 社会福祉学部 准教授	
橋本 泰宏	(社福) 愛敬園 北愛館 副施設長	手稲区地域部会
牧野 准子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表 (障がい当事者講師の会 すぶりんぐ 代表)	
村井 友生	(社福) 聖静学園 居宅介護事業所 フルネス サービス提供責任者	南区地域部会
渡邊 貢	(特非) 自立生活センターさっぽろ 事務局	白石区地域部会
和田 文明	合同会社Forest サポートセンターれら 所長	北区地域部会
山本 彩	札幌市自閉症・発達障害支援センター 地域支援マネジャー	

オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	(特非) たねっと 障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業(札幌圏域))

# 札幌市自立支援協議会組織図 (平成28年6月30日承認)



提言・連携

さっぽろ障がい者プラン、障がい者施策推進審議会、まちづくりサポーター等、各種計画、関係会議等



へいせい ねんど さっぽろ しじりつ しえんきょうぎかい ねんかんかつどうほうこくしょ  
平成28年度札幌市自立支援協議会年間活動報告書

へんしゅう はっこう さっぽろ しじりつ しえんきょうぎかい  
編集・発行 札幌市自立支援協議会

<http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/tiikijiritusien/tiikijiritusien.html>

